

適格請求書等保存方式導入後の法人設立 — 設立初年度から適格請求書発行事業者となる場合 —

高橋 宏和 (たかはし ひろかず)

高橋宏和会計事務所
公認会計士・税理士



令和5年10月1日から開始される適格請求書等保存方式の導入に向けて、適格請求書を発行するために必要な「適格請求書発行事業者」の登録受付が令和3年10月1日から開始されています。適格請求書等保存方式の導入に当たっては、基準期間のない新設法人であっても設立初年度から課税事業者となり、適格請求書を発行するケースもあるものと考えられます。本稿では、適格請求書等保存方式の導入後に法人を新規設立し、設立初年度から適格請求書発行事業者となる場合の各種届出書の提出に関する特例手続について確認します。

〔質問1〕

令和5年10月1日以降に法人を設立した場合で、設立初年度から適格請求書発行事業者となるためには、いつまでにどのような届出が必要か教えて下さい。

〔回答〕

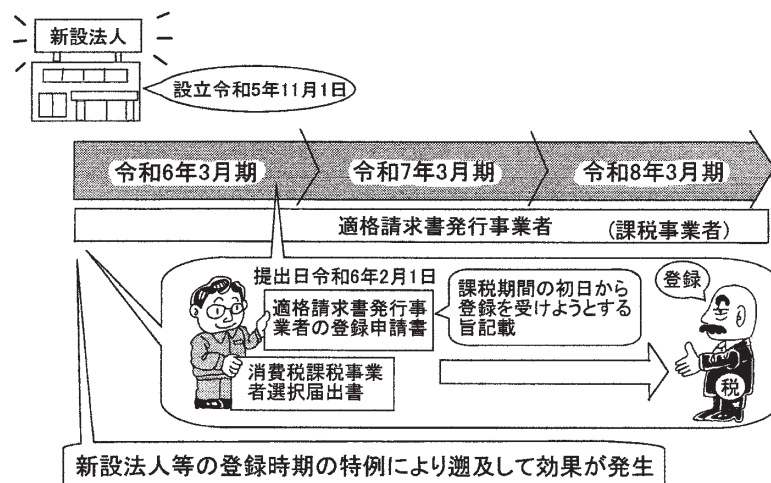
適格請求書発行事業者の登録をするためには、まず課税事業者となる必要があります。この点、免税事業者である新設法人が事業を開始した日の属する課税期間の末日までに「課税選択届出書」を提出すればその事業を開始した日の属する課税期間の初日から課税事業者となることができます。同じように、事業を開始した日の属する課税期間の初日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする旨を記載した「適格請求書発行事業者の

登録申請書」を事業開始日の属する課税期間の末日までに提出した場合において税務署長による登録が行われた場合には、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされます。(新設法人等の登録時期の特例)届出書の提出タイミングと効力発生時点の関係性を図示すると【図①】の通りです。

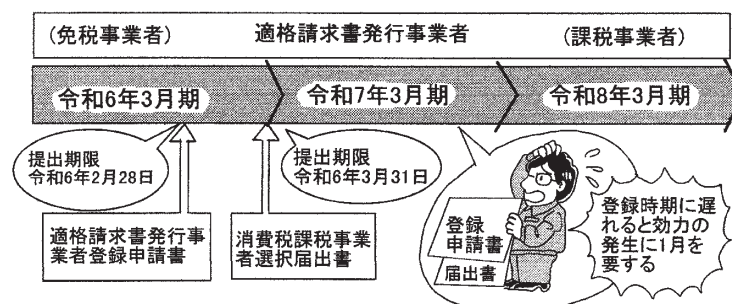
したがって、令和5年10月1日以降に法人を新たに設立した場合、設立初年度の課税期間の末日までに「適格請求書発行事業者の登録申請書」と「課税事業者選択届出書」を提出すれば設立初日から適格請求書発行事業者となることができます。

なお、上記新設法人の登録時期の特例の適用を受けない場合には、「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出から登録までは1月を要するため注意が必要となります。(【図②】参照)

【図①】新設法人等の登録時期の特例



【図②】原則的な取り扱いによる届出書の提出期限



【質問2】

令和5年10月1日より前に法人を設立した場合で、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となるためにはいつまでにどのような届出が必要か教えてください。

【回答】

令和5年10月1日より適格請求書発行事業者となるためには令和5年3月31日までに「適格請求書発行事業者の登録申請書」を所轄税務署長に提出することとされています。また、質問1の回答で記載した「新設法人等の登録時期の特例」が適用できるのは令和5年10月1日以降であるため、令和5年4月1日から令和5年9月30日の間に設立された法人については、原則的な方法によれば令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となることはできません。

この場合、「令和5年3月31日までに登録申請書を提出できなかったことにつき困難な事情があ

る場合」としてその困難な事情を記載した「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出した後に適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者については令和5年10月1日に登録を受けたものとみなすこととされています。なお、この場合の「困難な事情」の困難の程度は問わないものとされています。届出書の提出タイミングと効力発生時点の関係性を図示すると【図③】の通りです。

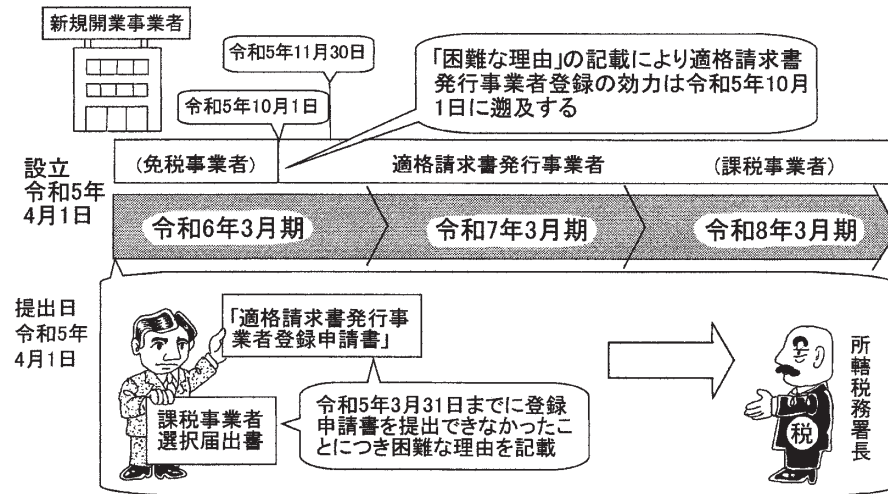
【質問3】

令和5年4月1日以降設立の法人が令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となり、かつ設立初年度から簡易課税制度の適用を受ける場合、いつまでにどのような届出が必要か教えてください。

【回答】

消費税の申告において仕入れに係る消費税額を集計せず、業種毎に定められたみなし仕入率を課

【図③】 困難な事情を記載した場合の効力について



税売上に係る消費税額から控除して申告する方式を「簡易課税制度」といい、この簡易課税制度の適用を受けるためには原則として課税期間の開始日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄税務署長に提出することとされています。

「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出時期の特例として新規開業事業者（新設法人）は、その開業した課税期間の末日までにこの届出書を提出すれば、開業した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

この時、質問2の回答のケースのように「困難な事情」を記載した適格請求書発行事業者の登録申請書を提出することにより令和5年10月1日よ

り適格請求書発行事業者となった場合については課税事業者となる令和5年10月1日以降の課税売上について申告をすることとなるため注意が必要です。届出書の提出タイミングと効力発生時点及び課税売上に係る消費税の申告が必要な期間の関係性を図示すると【図④】の通りです。

以上の通り、適格請求書等保存方式導入後の法人の設立においては消費税の課税事業者選択及び適格請求書発行の要否や簡易課税制度の選択適用について十分に検討したうえで、各種届出書の提出期限を確認して、届出書の提出遅れが無いよう事前に準備することが必要となります。

【図④】 新設法人の消費税簡易課税制度選択届出書提出時期の特例

